



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

平成 30 年度 川崎市立小・中学校における 児童生徒の問題行動等の状況調査結果

この調査結果は、「平成30年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」
(以下 神奈川県の調査) における本市の状況をまとめたものです。

1. 概要	1
2. 暴力行為の状況	3
3. いじめの状況	6
4. 長期欠席の状況	12
5. 参考資料	16

令和元（2019）年10月17日

川崎市教育委員会

1. 概要

(1) 川崎市立小・中学校における暴力行為の概要

小学校における暴力行為は、平成 29 年度の 140 件から、平成 30 年度は 123 件となり 17 件減少しました。1000 人あたりの出現数も 1.9 件から 1.7 件に減少しています。暴力行為の形態別発生件数は、生徒間暴力が最も多い 60 件で、平成 29 年度の 95 件から 35 件減少しています。また、繰り返し暴力行為を起こす児童（一人で 5 件以上の暴力行為）が 4 人で、平成 29 年度から 2 人減少しました。

中学校における暴力行為は、平成 29 年度の 196 件から、平成 30 年度は 194 件となり 2 件減少しました。1000 人あたりの出現数は 6.7 件と増減はなく、昨年度同様に過去 10 年間で最も少ない数字となりました。暴力行為の形態別発生件数は、生徒間暴力が最も多く、124 件と平成 29 年度の 112 件から 12 件増加しました。対教師暴力は、平成 29 年度の 34 件から 32 件に減少しています。また、繰り返し暴力行為を起こす生徒が、平成 29 年度の 2 人から、平成 30 年度は 5 人と増加しています。

小学校での暴力行為の発生件数は、国や県の調査でも年々増加していますが、本市では、小・中学校とも平成 29 年度より減少しています。しかし、暴力行為の発生が多い学校に偏りがみられました。今後は、暴力行為の多い学校の状況や、繰り返し暴力行為を行う児童の生活環境等の背景や学校による対応等を分析し、学校と関係機関との連携を図りながら、暴力行為の更なる減少に努めていきます。

(2) 川崎市立小・中学校におけるいじめの概要

小学校におけるいじめの認知件数は 2,973 件で、平成 29 年度の 1,923 件から 1,050 件増加しています。中学校における認知件数は 263 件で、平成 29 年度の 253 件から 10 件増加しています。また、認知したいじめの解消率^{*}は、小・中学校合わせて 73.2%で、平成 29 年度の 75.0%から 1.8 ポイント減少しています。

文部科学省は、「発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である」とし、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」（平成 27 年 8 月 17 日児童生徒課長通知）と、肯定的に評価しています。いじめの認知件数が増加していることは、こうした国のいじめの認知に関する考え方の周知が図られているものと考えており、児童生徒の活動の場に必ず教職員の姿（目）があり、いじめの定義に定められているように被害にあった児童生徒が心身の苦痛を感じていると判断した場面を、きめ細かく認知していることによるものと思われまます。

また、いじめの解消の定義（9 ページ参照）に基づき判断した結果、「解消」とできない事案が多くなることから、いじめについて丁寧かつ慎重に対応することとなるため、解消率が前年と比較して下がることは問題ではないとしています。教育委員会といたしましては、今後も学校と連携して、いじめの早期発見・早期対応に努め、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応してまいります。

なお、本市では毎年6月から7月末までの任意の1ヶ月間を、児童生徒指導点検強化月間として全市立学校で教育相談やアンケート調査等を行い、いじめ防止等の取組を継続して進めています。さらに、平成28年度に本市で発生したいじめ重大事態につきまして、「いじめ問題・専門調査委員会」からの提言を踏まえ、平成30年2月に市立学校の全教職員を対象にいじめ防止のための冊子を作成し、毎年度、いじめについての校内研修の実施を依頼するとともに、初任者研修等にも配布して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応の実践力が身につくよう活用しています。

今後も、児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるように、教職員のいじめに関する感度を高めていきたいと考えています。

※ 「いじめの解消率」

平成27年度調査までは、いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合を「いじめの改善率」としていたが、平成28年度文部科学省調査にて「解消しているもの」の定義が明確に示されるとともに、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の回答項目が削除されるなど調査項目が変更されたため、「解消しているもの」が占める割合を「いじめ解消率」とした。

(3) 川崎市立小・中学校における長期欠席の概要

小学校における長期欠席者数は932人で、病気232人、不登校529人、その他171人となっています。不登校児童数は、平成29年度の430人から99人増加し、過去5年で一番多い数字となっています。中学校における長期欠席者数は1,593人で、病気203人、不登校1,338人、その他52人、となっています。不登校生徒数は、平成29年度の1,242人から96人増加しています。不登校の要因として回答が多かったものは、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」や、「学業の不振」が多く、その分類として「無気力」や「不安」の傾向のある児童生徒が増加しています。

小学校6年生が翌年中学校1年生になった際の不登校増加率が依然として高い数字となっており、児童生徒の個に応じた適切な支援を引き継ぐとともに、入学時の不安を解消し、新たな不登校を生まないための対策が必要となっています。

不登校の要因は、複合的なものも含め、多様・複雑であることから、学校だけで抱えることなく、関係機関と連携・協力を図ることが必要となります。全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安全・安心して教育が受けられるよう、魅力ある学校づくりを推進すると共に、日頃から児童生徒一人ひとりに寄り添った対応を行い、必要に応じて学校が、適応指導教室やフリースクール等の関係機関との連携を図るなど、児童生徒の登校支援の取組を推進していきます。

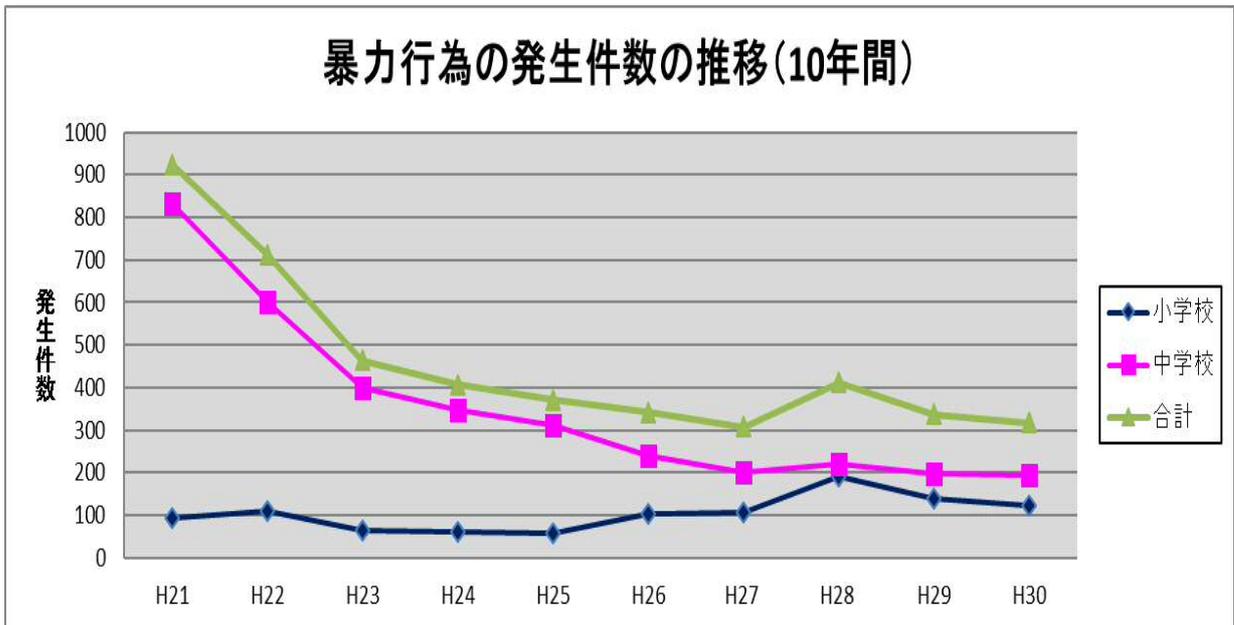
<調査対象> 川崎市立小学校：113校、川崎市立中学校：52校

2. 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(1) 暴力行為の発生件数の推移（5年間）

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	発生件数	103	106	191	140	123
	1000人あたり	1.4	1.5	2.6	1.9	1.7
中学校	発生件数	239	202	221	196	194
	1000人あたり	8.3	6.9	7.6	6.7	6.7
計	発生件数	342	308	412	336	317
	1000人あたり	3.4	3.0	4.1	3.3	3.1

「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。



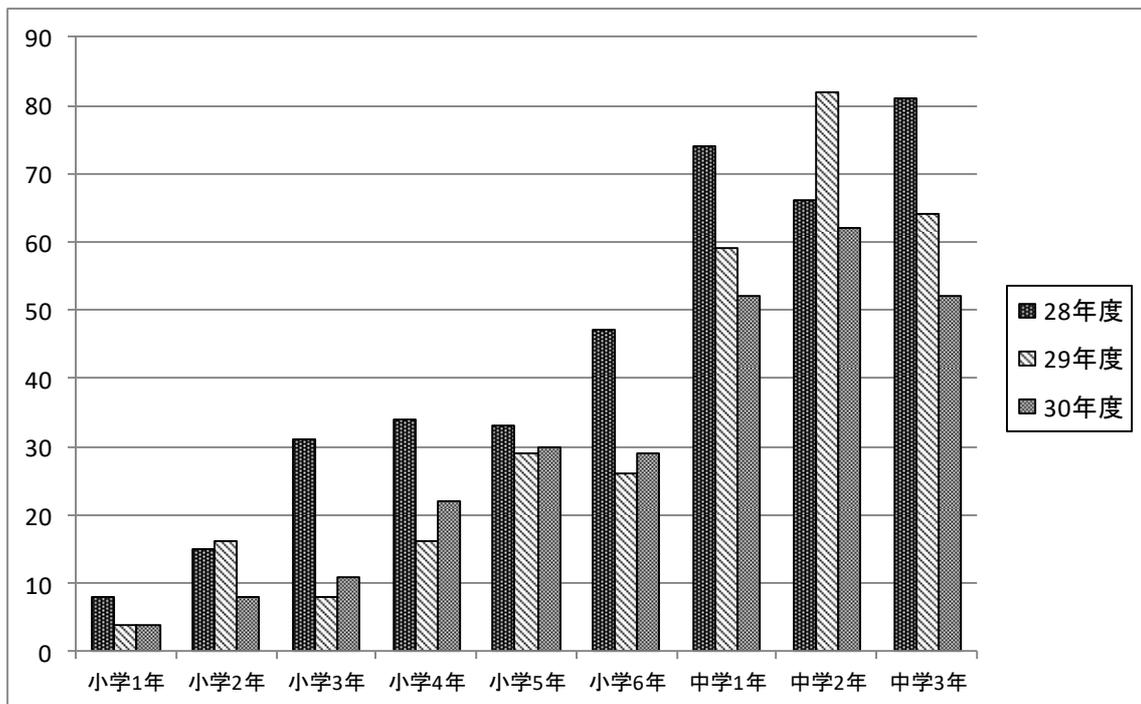
(2) 暴力行為の形態別発生件数の推移（5年間）

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	対教師暴力	13	14	41	17	23
	生徒間暴力	65	62	105	95	60
	対人暴力	2	3	6	3	13
	器物損壊	23	27	39	25	27
	合計	103	106	191	140	123
中学校	対教師暴力	31	15	26	34	32
	生徒間暴力	156	152	124	112	124
	対人暴力	5	8	17	13	3
	器物損壊	47	27	54	37	35
	合計	239	202	221	196	194

暴力行為の定義と各形態の凡例は、5ページをご覧ください。

(3) 学年別加害児童生徒数の推移 (3年間)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	小計
28年度	8	15	31	34	33	47	168	74	66	81	221
29年度	4	16	8	16	29	26	99	59	82	64	205
30年度	4	8	11	22	30	29	104	52	62	52	166



(4) 繰り返し暴力行為を起こした児童生徒の推移 (5年間)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	4	2	6	6	4
中学校	1	2	4	2	5

一人が5件以上暴力行為を起こした人数

◆ 神奈川県調査による「暴力行為」の定義等

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としている。

- ① 「**対教師暴力**」（教師に限らず、用務員等の学校職員を含む）の例
 - ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
 - ・教師の胸ぐらをつかんだ
 - ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた
 - ・養護教諭めがけて椅子を投げつけた
 - ・定期的に来校する教育相談員を殴った
 - ・その他、教職員に暴行を加えた
- ② 「**生徒間暴力**」の例
 - ・同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
 - ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
 - ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
 - ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
 - ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが身体を突き飛ばすなどした
 - ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた
- ③ 「**対人暴力**」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例
 - ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
 - ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり、蹴ったりした
 - ・登下校中に、通行人に怪我を負わせた
 - ・その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象者を除く）に対して暴行を加えた
- ④ 「**器物損壊**」（学校の施設・設備等の損壊）の例
 - ・教室の窓ガラスを故意に割った
 - ・トイレのドアを故意に壊した
 - ・補修を要する落書きをした
 - ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
 - ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
 - ・他人の私物を故意に壊した
 - ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

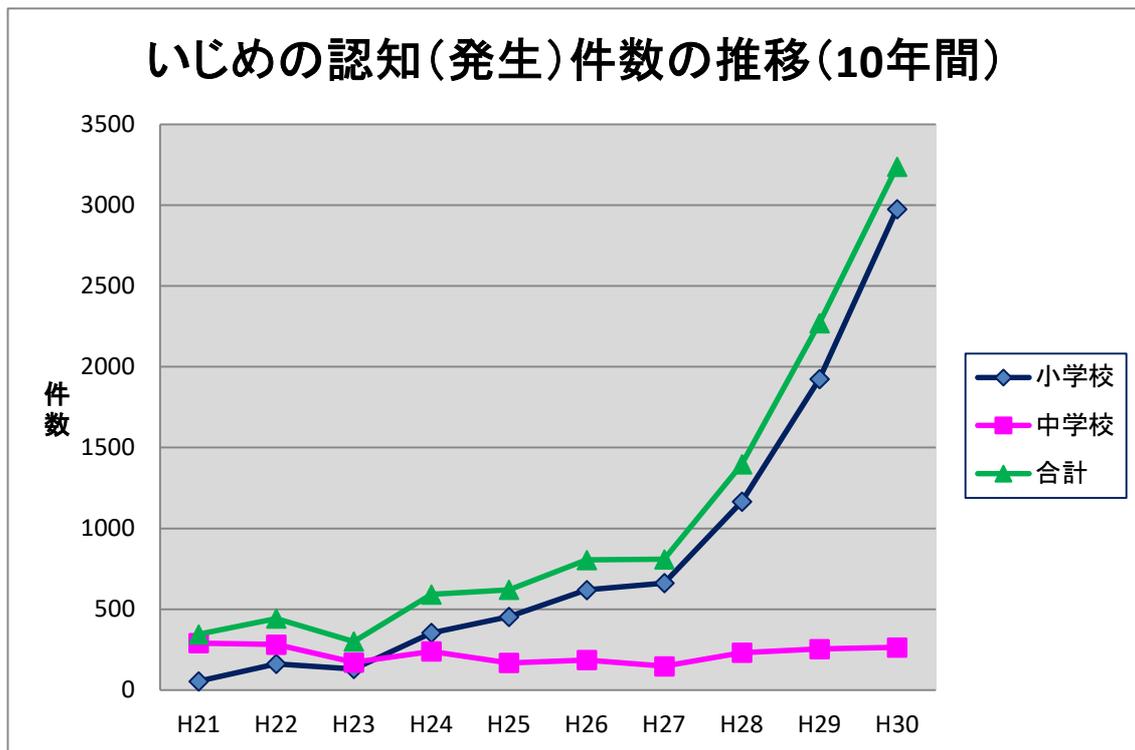
なお、調査においては、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものをすべて対象としている。

3. 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(1) いじめの認知（発生）件数の推移（5年間）

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	認知件数	619	661	1,165	1,923	2,973
	1000人あたり	8.7	9.2	16.1	26.4	40.3
中学校	認知件数	185	147	231	253	263
	1000人あたり	6.4	5.0	7.9	8.6	9.08
計	認知件数	804	808	1,396	2,176	3,236
	1000人あたり	8.0	8.0	13.7	21.3	31.5

「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。



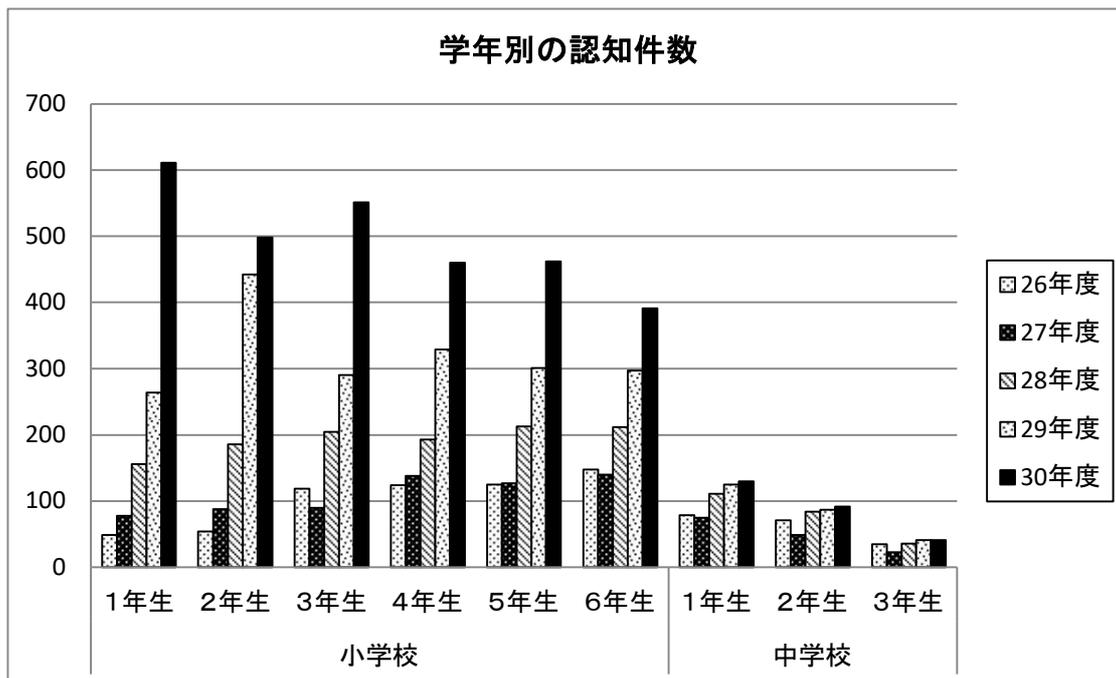
平成25年度に「いじめ」に定義が変更されています。具体的には、11ページをご覧ください。

(2) いじめの男女別認知（発生）件数の推移（5年間）

	小学校		中学校	
	男子	女子	男子	女子
26年度	391	228	102	83
27年度	391	270	100	47
28年度	744	421	139	92
29年度	1,199	724	148	105
30年度	1,807	1,166	139	124

(3) いじめの学年別認知件数（5年間）

年度	小学校							中学校			
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	1年生	2年生	3年生	合計
26年度	49	54	119	124	125	148	619	79	71	35	185
27年度	78	88	90	138	127	140	661	75	49	23	147
28年度	156	186	205	193	213	212	1,165	111	84	36	231
29年度	264	442	290	329	301	297	1,923	125	87	41	253
30年度	611	498	551	460	462	391	2,973	130	92	41	263



(4) いじめの態様別認知件数

項目(※)	29年度		30年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	1,047	168	1,654	162
仲間はずれ、集団による無視をされる。	264	31	314	40
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	304	17	516	17
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	107	8	102	5
金品をたかられる。	15	2	7	7
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	141	15	195	13
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	111	14	258	20
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	37	30	45	61
その他	32	2	116	2

※神奈川県調査項目の原文のまま、複数回答です。

(5) いじめの発見のきっかけ

項目(※)		29年度		30年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学校の教職員等が発見		851	86	1,310	84
内 訳	学級担任が発見	417	52	405	42
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	30	21	23	25
	養護教諭が発見	0	1	3	5
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	3	0	0	2
	アンケート調査など学校の取組により発見	401	12	879	10
学校の教職員以外からの情報により発見		1,072	167	1,663	179
内 訳	本人からの訴え	639	80	1,032	92
	児童生徒(本人)の保護者からの訴え	307	67	411	58
	児童生徒(本人を除く)からの情報	95	19	141	21
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	30	1	74	5
	地域の住民からの情報	0	0	2	2
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	1	0	3	1
	その他(匿名による投書など)	0	0	0	0
計		1,923	253	2,973	263

※神奈川県調査項目の原文のままです。

(6) いじめられた児童・生徒の相談の状況

項目(※)	29年度		30年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
学級担任に相談した	1,579	173	2,549	194
学級担任以外の教職員に相談した (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	169	40	240	73
養護教諭に相談した	32	5	41	19
スクールカウンセラー等の相談員に相談した	41	7	50	25
学校以外の相談機関に相談した(電話相談やメール等も含む)	3	5	35	4
保護者や家族等に相談した	454	94	930	86
友人に相談した	78	14	186	22
その他(地域の人など)に相談した	1	0	39	1
誰にも相談していない	107	19	83	3

※神奈川県調査項目の原文のまま、複数回答です。

(7) いじめの解消状況の推移※（5年間）

小学校	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
① 解消しているもの	407	520	969	1,414	2,136
② 一定の解消が図られたが、継続支援中	203	128			
③ 改善した件数(①+②)	610	648			
改善率 (③/認知件数×100)	98.6%	98.0%			
解消率 (①/認知件数×100)			83.2%	73.5%	71.8%

中学校	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
① 解消しているもの	154	128	212	217	234
② 一定の解消が図られたが、継続支援中	26	17			
③ 改善した件数(①+②)	180	145			
改善率 (③/認知件数×100)	97.3%	98.6%			
解消率 (①/認知件数×100)			91.8%	85.8%	89.0%

小・中学校	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校で改善(解消)した件数	610	648	969	1,414	2,136
中学校で改善(解消)した件数	180	145	212	217	234
合計	790	793	1,181	1,631	2,370
改善率 (合計/認知件数×100)	98.3%	98.1%			
解消率 (①/認知件数×100)			84.6%	75.0%	73.2%

※「改善率」は、神奈川県定義によるものです。

※「解消したもの」「一定の解消が図られたが、継続支援中」とは、当該年度内で判断されたものです。

※平成28年度調査から「いじめが解消している」要件が示され、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の回答項目が削除されるなど調査項目が変更されたため、「解消しているもの」が占める割合を「いじめ解消率」としました。

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。（平成30年度神奈川県調査より）

(8) 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

項目(※)	29年度		30年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	113	52	113	52
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	113	52	113	52
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	113	52	113	52
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	113	49	113	52
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	108	52	113	52
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	111	47	113	52
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	113	52	113	52
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	34	21	46	31
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	34	18	36	20
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した。	113	52	113	52
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	113	52	113	52
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等のための組織を招集した。	113	52	113	52

※神奈川県の調査項目の原文のまま、複数回答です。

◆ 文部科学省における「いじめ」の定義等

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）（以下「法」という）第 2 条第 1 項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（注 1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行う。特に、いじめには多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈することのないようにすること。（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。）

（注 2）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指す。

（注 3）「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。

（注 4）「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれる。

（注 5）けんかやふざけ合い、暴力行為等であっても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

4. 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(1) 理由別長期欠席者数の推移（5年間）

年度	小学校							中学校						
	長欠	病気	経済的理由	不登校	その他	不登校出現率(%)	割合	長欠	病気	経済的理由	不登校	その他	不登校出現率(%)	割合
26年度	754			271		0.38	35.9	1,188			1,003		3.48	84.4
27年度	724	192	0	293	239	0.41	40.5	1,243	162	0	980	101	3.34	78.8
28年度	730	189	0	378	163	0.52	51.8	1,417	171	0	1,116	130	3.84	78.8
29年度	763	214	0	430	119	0.59	56.4	1,477	195	0	1,242	40	4.24	84.1
30年度	932	232	0	529	171	0.72	56.8	1,593	203	0	1,338	52	4.62	84.0

※平成27年度調査より、学校基本調査の長欠調査の項目が加わりました。

※平成29年度調査より、欠席理由が二つ以上あるとき(例えば「病気」と「不登校」など)は、

「その他」ではなく、主な理由を一つ選ぶようになりました。

※長欠＝病欠＋不登校＋その他

※不登校出現率＝不登校者数÷全児童・生徒数×100

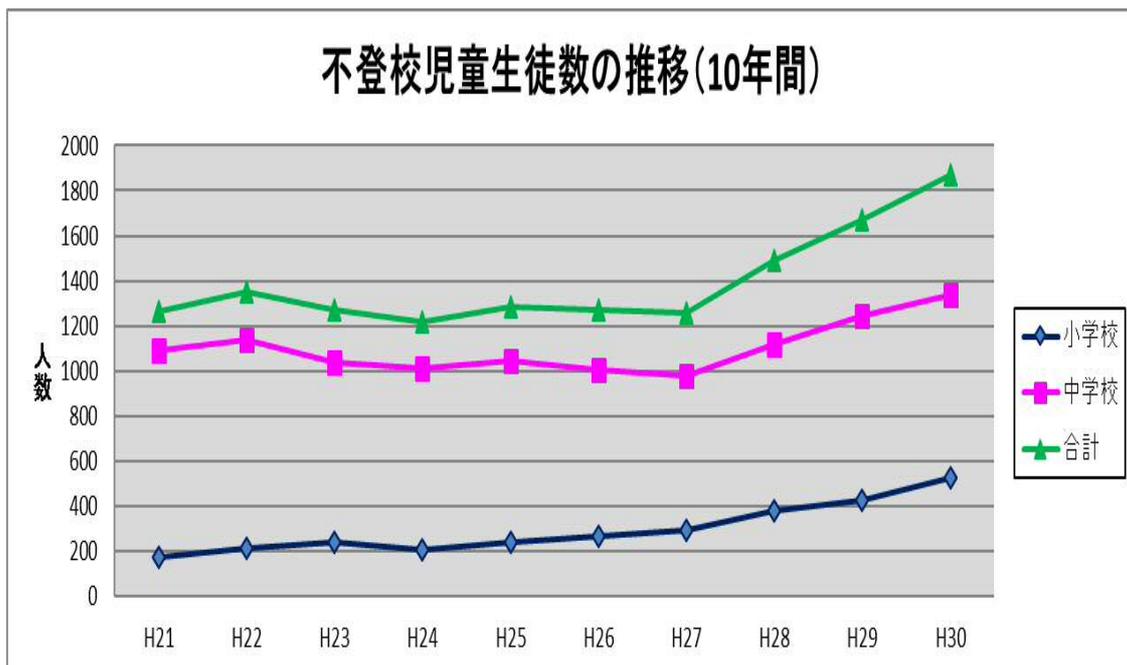
※長欠者数の中の不登校の割合＝不登校者数÷長欠者数×100

(2) 不登校児童生徒数の推移（5年間）

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	人数	271	293	378	430	529
	1000人あたり	3.8	4.1	5.2	5.9	7.2
中学校	人数	1,003	980	1,116	1,242	1,338
	1000人あたり	34.8	33.4	38.2	42.4	46.2
計	人数	1,274	1,273	1,494	1,672	1,867
	1000人あたり	12.7	12.6	12.6	16.4	18.2

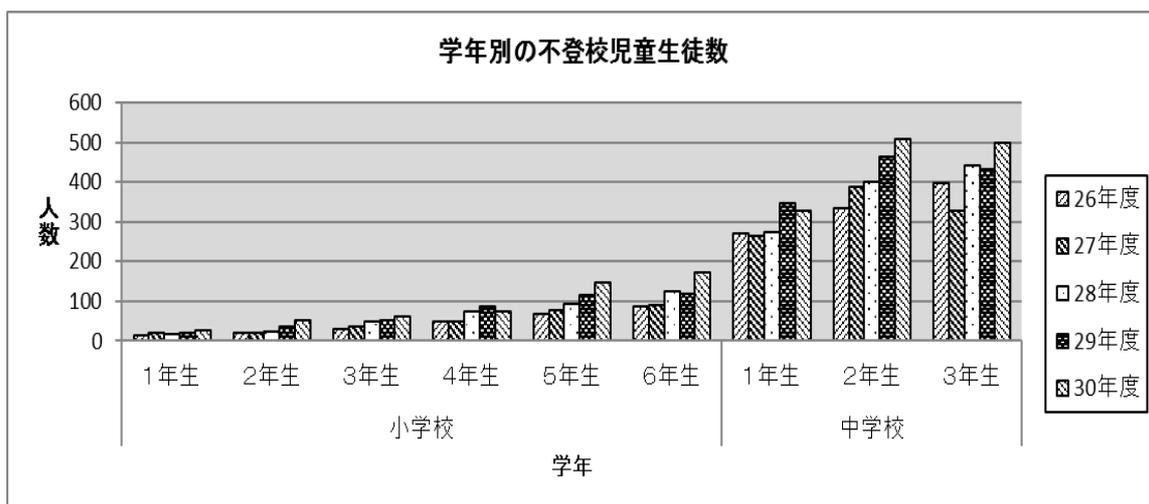
※「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。

不登校の定義は、15ページをご覧ください。



(3) 学年別不登校児童生徒数の推移（5年間）

校種	学年	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	1年	15	21	18	21	26
	2年	21	20	22	37	51
	3年	30	35	48	51	60
	4年	50	50	74	86	74
	5年	68	77	92	116	147
	6年	87	90	124	119	171
	合計	271	293	378	430	529
中学校	1年	271	265	273	347	329
	2年	335	387	400	463	509
	3年	397	328	443	432	500
	合計	1,003	980	1,116	1,242	1,338



(4) 中学校入学後の不登校の増加状況の推移（5年間）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
中学1年生の不登校児童生徒数	271	265	273	347	329
前年度6年生時の不登校児童数	68	87	90	124	119
増加数（人）	203	178	183	223	210

(5) 不登校の要因と分類

項目(※)	28年度		29年度		30年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
いじめ	6	5	13	7	2	0
いじめを除く友人関係をめぐる問題	73	357	106	409	133	340
教職員との関係をめぐる問題	15	12	13	36	20	15
学業の不振	62	173	94	339	118	450
進路にかかる不安	6	21	2	40	5	35
クラブ活動、部活動等への不適應	0	29	0	28	4	36
学校のきまり等をめぐる問題	9	40	2	44	10	51
入学、転編入学、進級時の不適應	13	14	13	127	7	149
家庭に係る状況	192	154	231	239	257	206
「学校における人間関係」に課題を抱えている	32	171	41	110	51	86
「あそび・非行」の傾向がある	4	54	2	55	8	58
「無気力」の傾向がある	123	386	137	442	122	510
「不安」の傾向がある	168	415	174	546	248	583
その他	51	90	76	89	100	101

※複数回答です。

(6) 指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移（5年間）

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	児童数	126	120	143	130	184
	割合	46.5%	41.0%	37.8%	30.2%	34.8%
中学校	生徒数	350	289	303	240	327
	割合	34.9%	29.5%	27.2%	19.3%	24.4%
計	児童生徒数	476	409	446	370	511
	割合	37.4%	32.1%	29.9%	22.1%	27.4%

◆ 神奈川県調査による「長期欠席者」及び「不登校」の定義等

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいう。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類する。

また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選ぶ。

「病気」は「本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」をいう。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならぬ等の理由で長期欠席すること」をいう。

「不登校」は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）」をいう。

○「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由によって登校しない（できない）。

「その他」は上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することをいう。

○「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している者
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している者

VI 暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

▲減少

	平成30年度				平成29年度				平成30、29年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	4,034	1,398	5,432	21.0	3,461	1,468	4,929	18.9	573	▲ 70	503	2.1
川崎市	123	194	317	3.1	140	196	336	3.3	▲ 17	▲ 2	▲ 19	▲ 0.2
相模原市	495	207	702	13.4	360	340	700	13.3	135	▲ 133	2	0.1
横須賀市	181	215	396	14.2	225	183	408	14.3	▲ 44	32	▲ 12	▲ 0.1
湘南三浦	325	289	614	7.9	348	229	577	7.4	▲ 23	60	37	0.5
県央	701	489	1,190	18.3	754	474	1,228	18.7	▲ 53	15	▲ 38	▲ 0.4
中	211	295	506	11.8	276	261	537	12.3	▲ 65	34	▲ 31	▲ 0.5
県西	100	190	290	12.0	109	106	215	8.7	▲ 9	84	75	3.3
神奈川県	6,170	3,277	9,447	14.5	5,673	3,257	8,930	13.6	497	20	517	0.9

2 いじめの認知件数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

	平成30年度				平成29年度				平成30、29年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	4,123	1,423	5,546	21.5	3,566	1,083	4,649	17.9	557	340	897	3.6
川崎市	2,973	263	3,236	31.5	1,923	253	2,176	21.3	1,050	10	1,060	10.2
相模原市	1,400	384	1,784	34.1	1,156	503	1,659	31.5	244	▲ 119	125	2.6
横須賀市	860	181	1,041	37.3	800	154	954	33.4	60	27	87	3.9
湘南三浦	1,430	550	1,980	25.6	924	435	1,359	17.5	506	115	621	8.1
県央	3,109	611	3,720	57.2	2,560	520	3,080	47.0	549	91	640	10.2
中	5,070	754	5,824	135.4	4,074	644	4,718	108.2	996	110	1,106	27.2
県西	1,190	493	1,683	69.7	677	314	991	40.3	513	179	692	29.4
神奈川県	20,155	4,659	24,814	38.1	15,680	3,906	19,586	29.9	4,475	753	5,228	8.2

3 理由別長期欠席児童・生徒数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

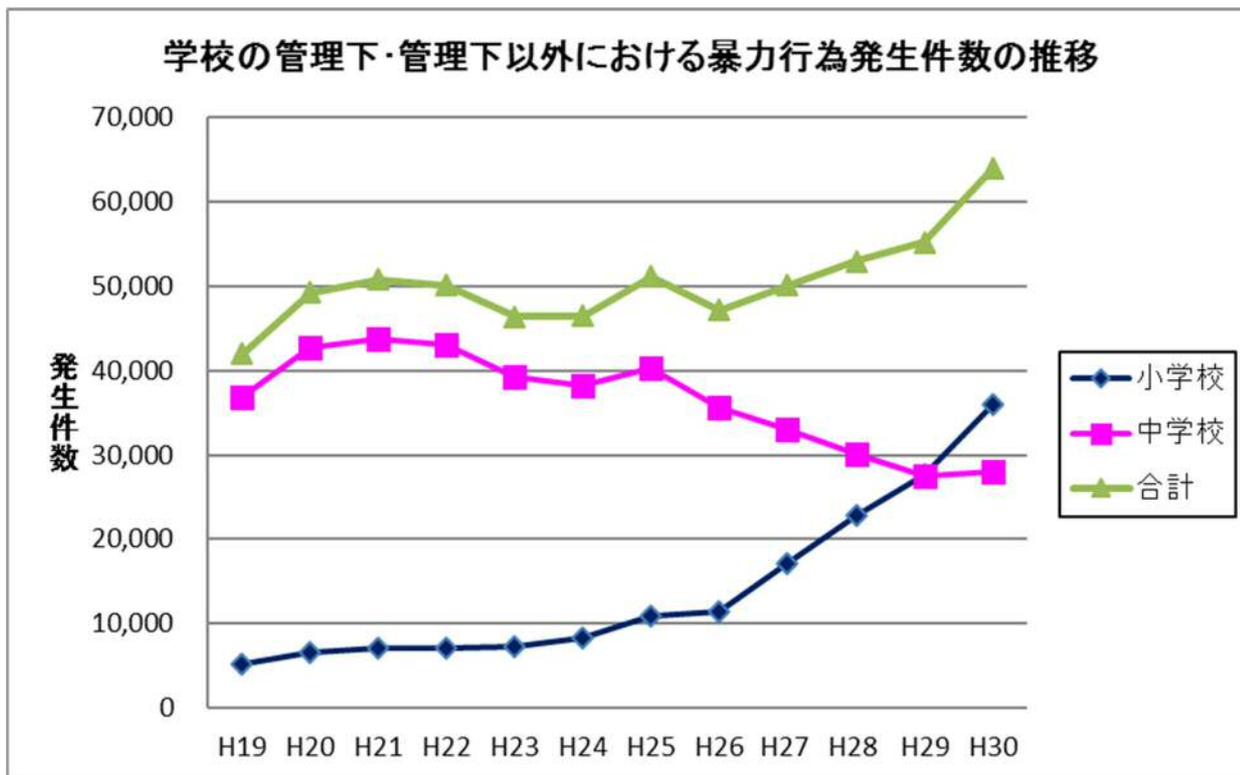
※は1,000人あたりの人数

		平成30年度 長期欠席					平成29年度 長期欠席					平成30、29年度比較 長期欠席				
		計	不登校	病気	経済的理由	その他	計	不登校	病気	経済的理由	その他	計	不登校	病気	経済的理由	その他
横浜市	小	2,548	1,659	534	0	355	2,293	1,399	520	0	374	255	260	14	0	▲ 19
	中	3,828	3,319	375	0	134	3,600	3,160	342	0	98	228	159	33	0	▲ 36
	合計	6,376	4,978	909	0	489	5,893	4,559	862	0	472	483	419	47	0	▲ 17
	※	24.7	19.3				22.6	17.5				2.0	1.8			
川崎市	小	932	529	232	0	171	763	430	214	0	119	169	99	18	0	52
	中	1,593	1,338	203	0	52	1,477	1,242	195	0	40	116	96	8	0	12
	合計	2,525	1,867	435	0	223	2,240	1,672	409	0	159	285	195	26	0	64
	※	24.6	18.2				21.9	16.4				2.6	1.8			
相模原市	小	421	247	96	0	78	428	252	114	0	62	▲ 7	▲ 5	▲ 18	0	16
	中	916	833	71	0	12	949	830	107	0	12	▲ 33	3	▲ 36	0	0
	合計	1,337	1,080	167	0	90	1,377	1,082	221	0	74	▲ 40	▲ 2	▲ 54	0	16
	※	25.6	20.6				26.1	20.5				▲ 0.6	0.1			
横須賀市	小	302	189	68	0	45	291	160	68	0	63	11	29	0	0	▲ 18
	中	685	585	68	1	31	653	548	82	0	23	32	37	▲ 14	1	8
	合計	987	774	136	1	76	944	708	150	0	86	43	66	▲ 14	1	▲ 10
	※	35.4	27.8				33.1	24.8				2.3	2.9			
湘南三浦	小	862	386	240	0	236	666	390	175	1	100	196	▲ 4	65	▲ 1	136
	中	1,190	914	209	0	67	1,191	964	167	2	58	▲ 1	▲ 50	42	▲ 2	9
	合計	2,052	1,300	449	0	303	1,857	1,354	342	3	158	195	▲ 54	107	▲ 3	145
	※	26.5	16.8				24.0	17.5				2.6	▲ 0.7			
県央	小	837	371	312	1	153	586	267	222	0	97	251	104	90	1	56
	中	1,242	971	231	0	40	1,191	915	214	2	60	51	56	17	▲ 2	▲ 20
	合計	2,079	1,342	543	1	193	1,777	1,182	436	2	157	302	160	107	▲ 1	36
	※	32.0	20.6				27.1	18.0				4.9	2.6			
中	小	524	211	256	0	57	451	207	177	1	66	73	4	79	▲ 1	▲ 9
	中	747	513	212	0	22	726	504	190	0	32	21	9	22	0	▲ 10
	合計	1,271	724	468	0	79	1,177	711	367	1	98	94	13	101	▲ 1	▲ 19
	※	29.6	16.8				27.0	16.3				2.6	0.5			
県西	小	307	147	107	0	53	260	117	84	0	59	47	30	23	0	▲ 6
	中	457	355	80	0	22	387	300	59	0	28	70	55	21	0	▲ 6
	合計	764	502	187	0	75	647	417	143	0	87	117	85	44	0	▲ 12
	※	31.6	20.8				26.3	16.9				5.4	3.8			
神奈川県	小	6,733	3,739	1,845	1	1,148	5,738	3,222	1,574	2	940	995	517	271	▲ 1	208
	中	10,658	8,828	1,449	1	380	10,174	8,463	1,356	4	351	484	365	93	▲ 3	29
	合計	17,391	12,567	3,294	2	1,528	15,912	11,685	2,930	6	1,291	1,479	882	364	▲ 4	237
	※	26.7	19.3				24.3	17.8				2.4	1.5			

湘南三浦地域	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央地域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中地域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西地域	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

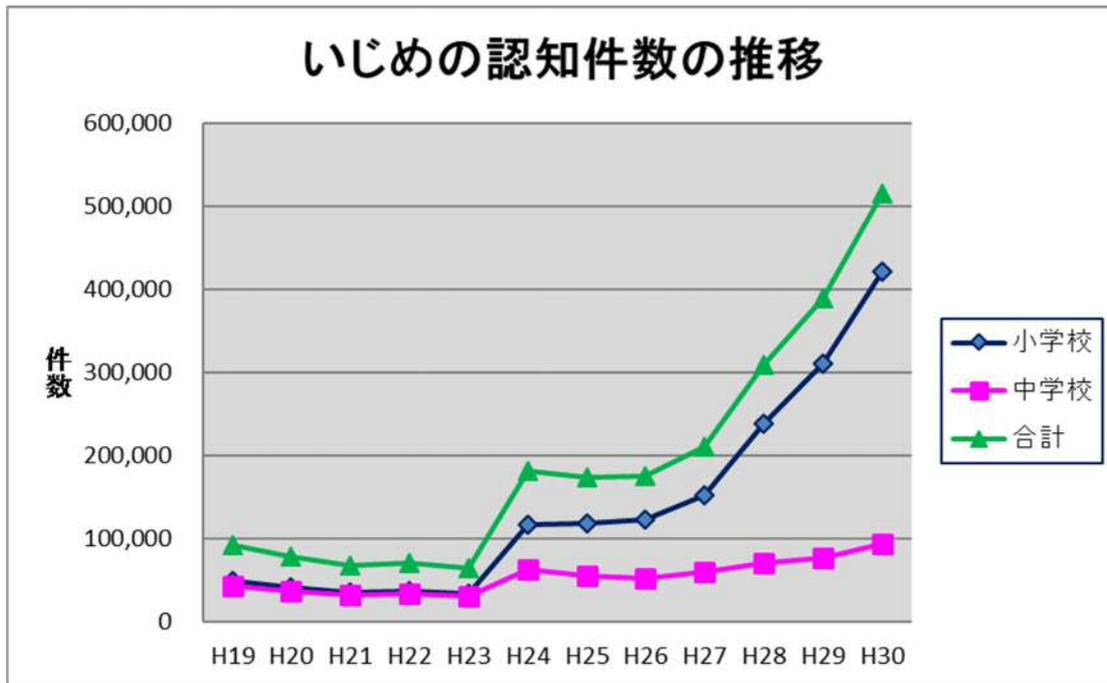
国の暴力行為、いじめ、不登校の状況

1 暴力行為の状況について



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	5,214	6,484	7,115	7,092	7,175	8,296	10,896	11,472	17,078	22,847	27,696	35,910
中学校	36,803	42,754	43,715	42,987	39,251	38,218	40,246	35,683	33,073	30,148	27,511	28,062
合計	42,017	49,238	50,830	50,079	46,426	46,514	51,142	47,155	50,151	52,995	55,207	63,972

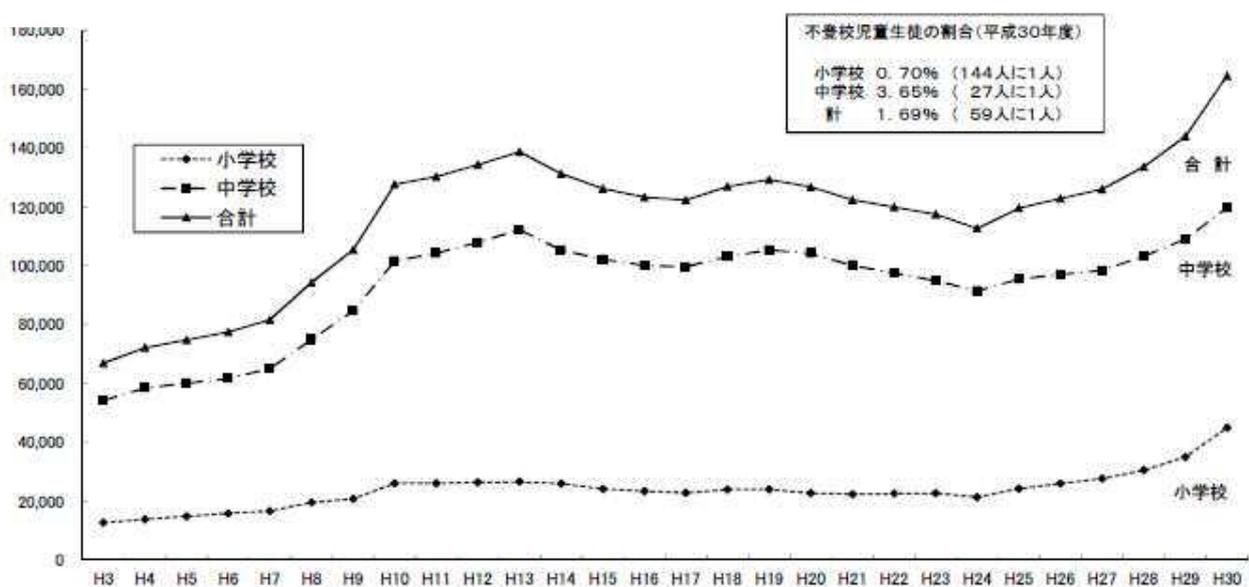
2 いじめの状況について



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	48,896 6.9	40,807 5.7	34,766 4.9	36,909 5.3	33,124 4.8	117,384 17.4	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,921 36.5	311,322 49	421,116 66.5
中学校	43,505 12.0	36,795 10.2	32,111 8.9	33,323 9.4	30,749 8.6	63,634 17.8	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	77,137 25.0	93,921 31.2
合計	92,401 8.6	77,602 7.2	66,877 6.3	70,232 6.6	63,873 6.1	181,018 17.5	173,996 17	175,705 17.4	211,194 21.1	308,565 31.2	388,459 41.2	515,037 55.1

※上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

3 小・中学校における不登校の状況について



平成 30 年度 川崎市立小・中学校における
児童生徒の問題行動等の状況調査結果

令和元（2019）年 10 月 17 日

川崎市教育委員会事務局

学校教育部 指導課

電話 044-200-3318